# 調第查1 (平成24年成年者)実施回21世紀成年者縦断

月7日(水)に実施されます。 1回21世紀成年者縦断調査が11

目的としています。 厚生労働行政施策の企画立案、 より、子育てと仕事の両立支援など 化の状況を継続的に観察することに などのための基礎資料を得ることを 就業などの実態および意識の経年変 調査対象となる男女の結婚、 出産 実施

調査員が調査のお願いに伺いますの 県知事発行の身分証明書を携帯した を対象とします。対象者のご自宅に ある全国の男女(およびその配偶者) で、ご協力をお願いします。 平成24年10月末時点で20~29歳で

合わせください 詳細は、県健康増進課までお問い

#### 問い合わせ

県保健福祉部健康増進課

028(623)3095

### いましょ う

ています。 、犬の飼い方強調月間運動を実施 犬を飼う場合は、 10月は栃木県および各市町で正 守らなければな

らないことがあることを理解した上 願いします。 で飼うようにしてください。 は次のとおりです。 次のとおりです。必ず守るようお法律などで定められている主な点

#### 狂犬病予防法

録をし、鑑札をその犬に着けてお 生後91日以上の犬を飼う場合は登 かなければならない。

)狂犬病の予防注射を毎年一回受け おかなければならない。 注射済票をその犬に着けて

# これは違反です!

- もらった犬なので登録をしないで 飼っている。
- 室内で飼っているから狂犬病予防 注射はしない。

# 動物の保護及び管理に関する法律」

ように努めなければならない。 たは人に迷惑を及ぼすことのない 身体もしくは財産に害を加え、ま 動物の所有者は、 動物が人の生命、

### こんな場合は?

犬小屋付近が汚れていて、 情がきた。 鳴き声がうるさいとご近所から苦

隣人か

- →ご近所から苦情がきたら、きちん う努める義務があります。 ら臭いの苦情がきた。 に迷惑をかける場合は改善するよ と事情を聞いて、誠意をもって対 応しましょう。この法律により人
- 次の行為を行った者は100万円 大事にして理解を求めましょう。 ご近所とのコミュニケーションを 策をとるようにしましょう。また、 こともありますが、何らかの改善 しつけなどが必要で時間がかかる

愛護動物をみだりに殺し、

- 傷つけた者
- させるなどの虐待を行った者 たは給水をやめることにより衰弱
- 愛護動物を遺棄した者

### 「栃木県動物の飼育及び 保管に関する条例

常に犬のけい留(さく、 こと)をしておかなければならな 定した物に鎖などでつないでおく 他の囲いの中に収容し、 または固 おりその

と動う く うしに連行する場合は、汚物処理用具に連行する場合は、汚物処理用具にする場合の他公共の場所 を携帯し、汚物を処理すること。

## 散歩中、周囲に誰もいなかったの これは違反です!

→犬を放すことは大変危険です。 くなってしまうことも考えられま も考えられます。また、犬が事故 を荒らすことや、糞尿の被害など で犬を放した。 にあってしまったり、帰ってこな に危害を加えないとしても、田畑

以下または50万円以下の罰金が科せ す。

- または
- 愛護動物に対し、みだりに給餌 ま

# こんな場合は?

→愛護動物の遺棄で罰金の対象です。 努めてください。 避妊手術を行うなど繁殖の制限に と思い、公園に子犬を置いてきた。 子犬が産まれてしまって飼いきれ ないから…拾ってくれる人がいる

問い合わせ A 1階 生活環境課市民生活係

(23)8706

水道工事に関する問い合わせは 土・日・祝日・夜間の漏水、 |大田原管工事工業協同組合

大田原地区

0 9 0

-2157 -

やめてください。 など)以外では絶対に放す行為は 特定の施設(犬専用のドッグラン

→犬のフンをその場に埋める行為は 散歩中に犬がフンをしたが、 す。犬の散歩は必ずフンを持ち帰 れる準備をして出かけてください。 土地の所有者にとって大変迷惑で ぼだったのでその場に埋めた。 h

うに努めてください。 れるように普段から心がけて飼うよ 責務が問われることになります。 あり、違反している場合は飼い主の ご近所からも愛される飼い犬にな このように、犬特定の法律などが